平成２２年（フ）第３３９号
京都府木津川市木津池田101番地４
債務者　米井　　強
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２９号
京都市伏見区東柳町515番地１　第20長栄イスズベル京都伏見501号
債務者　梅野　耕作
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４３０号
京都市下京区西新屋敷上之町131　コーポラス島原405、住民票上の住所京都市伏見区深草下川原町１番地１　コトーハイツ伏見稲荷Ｂ棟418号
債務者　東　雄一郎
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８１号
京都市北区大宮西総門口町20番地
債務者　清水　泰雄
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３号
京都府福知山市字天田109番地の57　市営夕陽が丘団地124号
債務者　吉村　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２１年（フ）第１９８４号
堺市堺区大浜北町３丁４番２号　朝日プラザ大浜1003号
債務者　福田　圭吉
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
大阪府羽曳野市島泉４丁目４番28号
債務者　瓦剛工業こと　川口　　剛
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０３号
大阪府高石市綾園５丁目７番53　ダノイ高石102号、前住所大阪府和泉市王子町２丁目８番３―101号
債務者　福田　　司
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３０６号
堺市堺区向陵西町４丁１番29　アーク２―805号
債務者　横山　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３４４号
大阪府羽曳野市誉田３丁目22番17号　104号室、前住所大阪府東大阪市下六万寺町３丁目６番43号　ラ・フォーレ下六万寺206号
債務者　黒井　露滋
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３７３号
堺市東区白鷺町２丁６番13―506号
債務者　本多加和美
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
広島県安芸郡海田町東１丁目３番８号
債務者　前田　幸江
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６号
香川県高松市香川町浅野2193番地26
債務者　後藤　信子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４９４号
福岡県久留米市城島町楢津1382番地７
債務者　杉永　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県うきは市吉井町鷹取48　株式会社ニッソーサービス久留米寮Ａ―211号、住民票上の住所熊本県球磨郡湯前町2589番地１
債務者　中神　隆治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２５４号
北海道岩見沢市４条東５丁目２番地13　つつじ荘11号室
債務者　遠藤きらら
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第１２５号
岩手県花巻市石鳥谷町上口３丁目２番地５
債務者　佐藤　友彦
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部